

17. 住宅に関する相談

①住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（市町村地域生活支援事業）

賃貸契約による（アパート、マンション、一戸建て）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

○内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きに係る支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言等を行います。

○対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方（現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者を除く）。

○窓口

市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照）

②生活福祉資金（福祉資金（福祉費））

○内容

住宅の増改築、補修保全等に要する経費

令和8年4月現在

対象世帯	貸付条件	窓口
身体障害者、知的障害者、精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 2,500,000 円 ・利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5% ・償還期限 6 月据置 7 年以内 ・連帯保証人 原則必要 (ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる。) 	民生委員を通じて各市町村の社会福祉協議会

（注）障害者住宅整備資金等他の公的資金の貸付けを受けられる場合は、原則として、貸付対象となりません。

③高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業

高齢者、障害者が住み慣れた住宅で、安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住宅環境の整備を促進するため、障害者等のいる世帯が、住宅を障害者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費の補助を行っております。

○内容

対象者	補助条件	窓口
1 概ね65歳以上の高齢者で介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている人 2 身体障害者手帳(1,2級)の交付を受けている人 3 療育手帳(A)の交付を受けている人 ※ただし、世帯の前年の収入の合計が600万円未満である世帯のみが対象となります。	1 補助対象額 改造等に要した費用 (50万円が限度となります。ただし、介護保険の対象者は30万円、地域生活支援事業における日常生活用具給付事業の対象者は50万円から当該給付にあたり、市町村が定めた補助基準額を控除した額が限度となります。) 2 補助率 (1)生活保護世帯：全額 (2)所得税非課税世帯：補助対象額の3/4 (3)その他の世帯：補助対象額の1/2	市町村障害福祉担当課 (未実施の市町村があります。)

④固定資産税の軽減

既存住宅について、バリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税が3分の1(床面積100㎡分までを限度)軽減されます。(ただし、耐震改修住宅等に対する軽減措置を受けている場合を除く。)

なお、一度この軽減を受けた住宅について再度適用を受けることはできません。

○内容

対象	改修要件	手続
新築された日から10年以上経過し、次のいずれかが居住している床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅(賃貸住宅を除く。) ①障害者 ②65歳以上の者 ③要介護認定又は要支援認定を受けている者 ※居住していればよく、住宅の所有者である必要はありません。	1 次に該当する改修で、その工事費用(補助金等を除く。)の合計額が50万円を超えるものであること。 ①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すり取付け ⑥床の段差解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床の滑り止め化 2 平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に改修を完了したものであること。	改修後3か月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して、市町村の税務担当課に申告してください。

詳細については、市町村の税務担当課にお問い合わせください。